

岡山県公報		発行 岡山県	目次
			
目次	○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則 【規則】 ○ 道路の供用開始 【公告】 ○ 落札者等の決定 【公告】 ○ 公共測量の実施 【公告】 ○ 公共測量の終了 【公告】 ○ 落札者等の決定 【公告】 ○ 落札者等の決定 【公告】	行政改革推進室 道路整備課 デジタル推進課 監理課 用度課	担当課（室）
			目次
			担当課（室）

◎岡山県規則第四十五号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和八年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則
岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一(1)17の項1中

付表による								を
-------	--	--	--	--	--	--	--	---

付表による デジタル 推進課長								・デジタル推進課長への合議は、岡山県情報システム運営規程（平成27年岡山県訓令第2号）第2条第1号に規定する情報システムの設置又は変更に係るものであつて軽易又は定例的なものを除く。
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

附 則
この規則は、令和八年七月一日から施行する。

◎岡山県告示第三百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年六月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始年月日
県道	早島松島線	都窪郡早島町早島字丁田三一八三番六地先から倉敷市鳥羽字金才一二六九番一地先まで	令和八年六月三十日

〔二七二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七
年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定し
た。

令和八年六月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名

令和八年度岡山県システム共有仮想基盤構築移行及び運用保守業務

二 契約期間

令和八年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部デジタル推進課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和八年六月八日

五 落札者の名称及び所在地

株式会社NTTデータ中国 岡山支店

岡山市北区表町一丁目五番一号

六 落札金額

一月当たり四四、五五〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、〇五〇、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

八 入札公告日

令和八年四月十四日

〔二七三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
井原市東江原町、 同市木之子町、同 市西江原町及び同 市七日市町	公共測量（定期縦断測量及びU AVレーザ測量）	令和八年四月十四日から同 年十月十日まで

〔二七四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年六月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	赤磐市稗田地内
測量の種類	公共測量（三級基準点測量及び四級基準点測量）
測量期間	令和八年六月十五日から同年十月十六日まで

〔二七五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年六月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市真備町川辺 地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量、路線測量、用地測量及び現地測量）	測 量 の 種 類
令和八年六月八日から令和九年三月三十一日まで	測 量 期 間

〔二七六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年六月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市羽島及び二日市地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和八年五月二十六日	終了年月日

〔二七七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年六月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市粒江及び福田町浦田地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量等）	測 量 の 種 類
令和八年五月二十九日	終 了 年 月 日

〔二七八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年六月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
美作市中河内地内	公共測量（UAVレーザ測量）	令和八年五月二十九日

〔二七九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和八年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量
ロータリ除雪車（二・二m級） 一台
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局用度課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日
令和八年五月二十日
- 四 落札者の名称及び所在地
津山重機工業株式会社
津山市下田邑二二六六番地の二一
- 五 落札金額
六八、三一〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額六、二二〇、〇〇〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 入札公告日
令和八年四月十四日

〔二八〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和八年六月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量
除雪グレーダ（三・七m級） 一台
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局用度課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日
令和八年五月二十日
- 四 落札者の名称及び所在地
コマツカスタマーサポート株式会社中国カンパニー新見営業所
新見市高尾二〇〇六番地一
- 五 落札金額
三二、二六三、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、九三三、〇〇〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 入札公告日
令和八年四月十四日